

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年鹿屋市規則第270号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に、「86,280円」を「88,980」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。